

4 障害者自立支援給付費支払システムについて

平成22年12月の障害者自立支援法等の一部改正に伴い、今後、国保中央会において、障害者自立支援給付費支払システムの改修を行う予定である。

今回の法改正は、施行日が平成23年10月1日(予定)のもの(グループホーム・ケアホームの利用の際の助成、重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化(同行援護の創設))と平成24年4月1日(予定)のもの(相談支援の充実、障害児支援の強化等)があることから、システム改修についても2段階で実施する予定である。

これに伴い、国保連インタフェース仕様書等についても一部変更となるが、これについては、平成23年10月施行分は、平成23年5月を目処に、平成24年4月施行分は、平成23年8月を目処にお示しすることとしている。

これにより、都道府県・市町村のシステムの改修が必要になるので、改修のスケジュールについて、別紙の【今後の予定】を参考にして、変更内容を踏まえた改修経費の確保等、必要な措置を講ぜられたい。

なお、平成24年4月には報酬改定も予定していることから、今回の法改正とは別に新たなシステム改修が必要になる場合も想定されるため、ご留意願いたい。

障害者自立支援給付費支払システムについて

- 平成22年12月の障害者自立支援法等の一部改正に伴い、今後、国保中央会において、障害者自立支援給付費支払システムの改修を行う予定である。
- 今回の法改正は、施行日が平成23年10月1日（予定）のもの（グループホーム・ケアホームの利用の際の助成、重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設））と平成24年4月1日（予定）のもの（相談支援の充実、障害児支援の強化等）があることから、システム改修についても2段階で実施する予定である。
- これに伴い、国保連インタフェース仕様書等についても一部変更となるので、これについては、平成23年10月施行分は、平成23年5月を目処に、平成24年4月施行分は、平成23年8月を目処にお示しする。
- これにより、都道府県・市町村のシステムの改修規模が判明することとなるので、変更内容を踏まえた改修経費の確保等、必要な措置を講ぜられたい。
- 平成24年4月には報酬改定も予定していることから、今回の法改正とは別に新たなシステム改修が必要になる場合も想定されるため、ご留意願いたい。
- システム改修のスケジュールの概要については下記【今後の予定】のとおり。

【今後の予定】 ※現時点での想定であり、今後変更することがあり得る。

	平成23年									
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
平成23年 10月施行分		<ul style="list-style-type: none"> ・報酬算定構造（案）の提示 ・報酬（案）の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・インタフェース仕様書（案）の提示 ・システム改修（国及び自治体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスコード表（案）の提示 ・システム担当者説明会（未定） 					<ul style="list-style-type: none"> ・施行 	
	平成23年					平成24年				
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
平成24年 4月施行分	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬算定構造（案）の提示 ・システム改修（国及び自治体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・インタフェース仕様書（案）の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスコード表（案）の提示 ・システム担当者説明会（未定） 							<ul style="list-style-type: none"> ・施行